

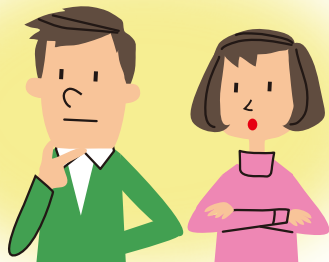


# 消費生活センターでは、消費生活についての相談を受けるとともに、 くらしに役立つ情報を提供しています。

## 消費生活相談

### どんな人が相談できるの？

仙台市にお住まいか、通勤・通学している方が対象です。  
※事業者や個人事業主の方からの事業に関する相談は  
お受けしていません。



### どんな場合に相談できるの？

商品やサービスの契約トラブルや借金の返済、製品事故など  
でお悩みの時は、お気軽にご相談ください。専門の相談員が、  
解決に向けた助言や情報提供を行います。必要に応じて、事業  
者への交渉のお手伝い(あっせん)や他の適切な機関のご紹介  
を行うこともあります。



### どうやって相談するの？

まずは消費生活相談ダイヤル(022-268-7867)にお電話ください。  
来所での相談も受け付けておりますが、お待ちいただくことが  
ありますので、事前にお電話での相談をお願いします。

## ～ご相談の前に～



- ★原則として契約者ご本人が相談してください。  
病気などでご本人の相談が難しい場合には、ご家族や介護・見守りして  
いる方からの相談もお受けします。
- ★相談に関する資料(契約書、保証書、パンフレットなど)や、相談内容を  
簡潔にまとめたメモをお手元に用意していただくと、スムーズに相談を  
進めることができます。
- ★相談は無料ですが、通信等に伴う費用はご負担ください。

## くらしの情報提供

### 講座の開催・講師派遣

消費生活に関する身近な話題をテーマに、専  
門の講師による講座の開催や講師派遣を行  
っています。

- 消費生活講座
- 出前講座  
「くらしのセミナー」  
「消費者教育講座」



### くらしに役立つ情報提供

消費生活に関する知識やリコール情報など、  
くらしに役立つ情報をお知らせしています。

- 仙台市ホームページ
- 消費生活情報誌  
「ゆたかなくらし」
- メール配信サービス  
「安全・安心まちづくり情報」
- 情報コーナー(啓発資料の掲示・提供)
- 啓発用DVDの貸し出し



## 公正で安全・安心な 取引の確保



消費生活における安全、安心を確保するた  
め、正しく表示や計量がされているか、店舗  
等への調査や指導を行っています。